

第2回 静岡市市民活動推進協議会 議事録 (案)

と き 平成18年8月9日(水) 13:30~15:50

ところ ふじのくにNPO活動センター

出席者 部会委員：赤池委員、市川委員、小野寺委員、河井委員、木村委員、玉置委員、

日詰会長、稲葉委員、石野委員

市民生活課：北原課長、久田主幹、田中副主幹、宮城島主査、青木主事補

1. あいさつ(市民生活課長)

2. 議事

(1) 静岡市清水市民活動センター指定管理者の選定について

意見交換

事務局：(資料1から1-4に基づいて説明。)正式決定は9月議会になるが、8月7日の選定委員会を通ったことで提案団体の清水ネットを内定し、議会に上程することになる。

河井委員：審査委員を務めさせていただいた関係で、事務局からの説明に付け加えたい。審査そのものは事前の審議に時間をかけ、丁寧に審査できたと思う。

提案内容については、さきほど事務局から報告があったように、まちづくりリーダー養成講座など仕様書にない、プラスの提案が多くなされたがよかったところだが、一方で、それだけのことが本当にできるのかという不安も残ったというのが本音。ただ、清水ネットから説明があったように、清水ネットはネットワーク組織なので多くの団体や人が支えることで何とかするのはないかという気もしている。

他には、コミュニティFMなど地域メディアの活用が特長的だったと思う。情報の発信だけでなく、そうしたメディアを情報収集のツールとしても活用しようとするところには高い評価を与えた。

経費節減の努力については、これから見守っていく必要がある。

事務ブース入居団体の支援策については、マネジメントの支援というより仲良しの友だちづくりという印象がある。設置者である市の考え方も含めて、ブースの位置付けは今後の課題だろう。

北原課長：市の選定機関である選定委員会が出された意見を紹介させていただきます。「どうして全国公募したのか？」という意見が出されたが、やはり、よりよい施設運営をしていくためには、単独ではなく競争でやるべきだという事務局の考え方を説明しました。

小野寺委員：審査基準はどうなっているのか？

事務局：募集要項に明示し、公開しています。

小野寺委員：評価点は、公開するのか。

事務局：議会の前か、後か、公開のタイミングについては、市の統一ルールがあるので、確認しなけれ

ばならないが必ず公開します。

木村委員：合格点は何か。

事務局：総務課は70%を目安として示しているので、今回は300点中、210点とした。

稲葉委員：様々な施設に指定管理者を導入しているが、共通のルールがあるのか。

事務局：条例と運用の二つの観点からご説明させていただきます。条例で指定管理者を規定する方法には、一つの条例ですべての施設の指定管理者を指定する方法と、個別の施設の設置条例で指定する方法があり、静岡市は後者の方法をとっています。次に運用面では、総務課がつくった運用方針などをもとに所管課が各施設の指定管理者を指定していますが、具体的な募集要項や仕様書などは施設ごとに性質が大きく違うことから、所管課が個別につくっています。

石野委員：審査委員会では、審査基準に見えない部分も審査したのか。

事務局：審査内容は、最終的には審査基準の中で採点し、反映するようにしています。

河井委員：団体の実施能力などは、「(3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること」の三項目で審査した。

玉置委員：指定管理者の評価はどうやるのか。

事務局：仕様書で月次、年次の報告書を義務付けており、その報告書をもとに契約書の内容が実施されているかどうかを評価することになります。もっと大きな意味で、例えば市民活動がどれだけ盛んになったかどうかなど、センターの成果の評価などについては、協議会のみなさんと相談していきたいと考えています。

木村委員：清水市民活動センターは清水区に限定されるものなのか。

事務局：条例上は、特に限定するものではありません。広く市民が利用することができます。

木村委員：他の区の整備計画はどうなっているのか。

事務局：旧静岡地区に一箇所つくる予定です。

木村委員：清水区が先になった理由は何か。

事務局：元々、今の清水NPO・ボランティア市民センターがあり、再開発の関係で取り壊さなければならず、移転先もちょうど見つかったため先行したということなので、整備の順番という意味はありません。

木村委員：整備計画については、スケジュールを公開してほしい。県のNPOセンターの存続問題とあわせて考えていきたい。

事務局：総合計画の中で、清水区で一箇所、旧静岡市で一箇所が位置づけられている。旧静岡市については、一番町小学校跡地が候補に挙がっている。

木村委員：行政が一方的につくるのではなく、市民や利用者の意見を聴くようにしてほしい。

日詰会長：市民参画条例が制定されれば、パブリックコメントなどの意見聴取の機会を設けざるを得なくなるから大丈夫なのは。

石野委員：蒲原地区でも、ネットワーク組織の立ち上げに取り組んでいるが、どうやってリンクしていけばよいかわからない面がある。

事務局：清水ネットでは、コミュニティFMのNPOを紹介する番組を持っていますが、その出演を機

に新しいネットワークを増やしているようです。

河井委員：プレゼンでは、労福協や日本NPOセンターとの関係を強調していた。その点は、審査ではあまり関係なかったが。

(2) (仮称) 静岡市市民活動促進条例案について (資料2-1、2-2に基づいて説明)

意見交換

石野委員：基本原則の(1)の市民活動は「声なき声」を取り上げるものだという部分が強調されすぎていと思う。単に市民生活を豊かにする活動や安心な暮らしをつくる活動も市民活動だと思うのだが、それとは合わないのではないか。

日詰会長：部会では英国のコンパクトを参考にして入れた。ご意見として承りたい。

木村委員：おっしゃりたいことはわかる。ただ、活動に軽重をつけるのはどうかと思うが、個人的には、ここで書かれていることの方が重い課題だと思っているので必要だと思う。ご指摘の活動については、総合計画や自治基本条例などで取り上げられているので、ここでは「声なき声を取り上げ～社会的課題の解決にも」とすることで納得できないか。

日詰会長：この部分の表現は、条例にする際にもっとかたくなると思う。「にも」とか、そうした細かい表現についてはここで議論しても残らないかもしれない。

事務局：例規を担当している政策法務課のスタッフは、できる限り、みなさんの意見を取り入れるよう努めてくれているが法務の技術的なことに関してはどうにもならないので、どのような思いを入れたいのかを言って欲しいとのこと。

稲葉委員：石野委員が言われたような活動は、基本原則の(2)や(3)に入っていると思うので、(1)にこだわらなくてもよいと思う。一般的なつくり方をすると(1)のような項目は入らないと思うし、印象が強すぎるので、すべての活動が(1)に縛られてしまうように思われるのかもしれない。

日詰会長：いずれにしても、細かい文言は条例化までにどうなるのかわからないので、大事だと思われる事柄に関する意見を出して欲しい。

小野寺委員：市民活動の定義で「市内において行う」というところは市内に限定しなくてもよいのでは。

事務局：外す方向で検討します。

小野寺委員：相互提案の条文がわかりにくい。

事務局：協働事業について、前段は市民活動団体が発案し提案する場合を、後段は市が発案し提案する場合を指している。

坂野委員：相互提案の条文は、7-(1)を合わせて読むと、読みにくいが何とか理解できると思う。

河井委員：「実施すべき協働事業」とか、「実施しようとする協働事業」という表現はわかりにくい。

日詰会長：わかりやすい表現を検討していただきたい。

木村委員：この議事録は政策法務課の担当者にも渡してくれるのか。

事務局：渡します。

木村委員：基本原則(3)の新しい価値観は、もっと具体的に書く方がよいと思う。私は、グローバリズムや市場主義の行き過ぎの見直しなどだと思っている。また、「もたらす」のではなく「発見」

にしたい。

事務局：この新しい価値観は、具体的なものを指すのではなくて、そのときどきの価値観よりも新しいものという意味で解しています。

稲葉委員：市民活動に関わる個人個人にとっての新しい価値観という意味なのでは。だから、人によって違ってくると思う。

木村委員：基本指針の策定の(2) だけ「市民活動の推進」になっている。

事務局：「促進」に訂正します。

石野委員：稲葉委員と同感。市民活動に関わる市民が、活動によって啓発されて向上していくということだと思う。話は戻るが、基本原則の(1)は目指すところを、(2)から(4)は個人の心の持ち方を表しているのでレベルが違うと思う。内容的には大事なことだとは思いますが。

玉置委員：私は、新しい価値観は次世代のためだと思った。ただ、ここに新しい価値観ということばが必要だとは思わないし、もたらされなければならないものだとも思わない。

小野寺委員：基本原則の(1)は理念に入れるべきではないか。

河井委員：基本原則は常に満たされなければならないものなのか。

事務局：市民活動を促進しようとするときには常に満たされなければならないものだと思認識しているが、それがすなわち、個々の活動のすべてに当てはめなければならないということとも違うと思われる。

木村委員：大事な項目なので、基本原則の(1)は理念に入れてほしい。

事務局：もともと理念に入っていたのですが、バランスが悪いため、基本原則に移した経緯があります。

日詰会長：法律の技術的に二文にしないということがあるようだ。

木村委員：一文にしないで、並べてみてはどうか。

事務局：それでよいかどうか、今、並べたものとして読んでみてください。

河井委員：石野委員のご意見を考えると、理念に上げてしまうと重くなりすぎてしまうのではないか。

玉置委員：基本原則の(1)は、(2)と(3)に通じる部分もあり、今の方がまだましだと思う。

甲賀委員：基本原則の(1)は、入れる必要があるのか。協定書ならよいと思うが。

木村委員：大事なことなので、どこかに残したいと思う。他市職員などに感想を聴くと、こういう記述が入るならば素晴らしいと評価してくれる。

甲賀委員：全般に企業市民的な印象がないように感じる。また、「まちづくり」と「公共的サービス」ということばがしっかりこない。基本原則については、私も、(1)と(2)～(4)が違うと思う。(1)には違和感を感じる。

河井委員：「公共的サービス」の部分は、「公共的役割を担う」という表現ではどうか。

事務局：そうしてみます。

小野寺委員：構造図では5条から7条がくくられているが、条文だと並列されていてわかりにくいと思う。一条にまとめてしまったらどうか。また、8条が浮いている。

事務局：ここの構成については、今までも工夫したが、再度、検討します。

日詰会長：8条の相互提案は、協働市場の規程とつなぐためにわざと一条つくってあると思う。

玉置委員：目的の「市民が主体的に参画するまち」は、この条例のどの項目によって達成されるのか。

小野寺委員：「市民都市しずおかをつくる」方がよいのではないか。自治基本条例との整合性必要だが、  
その上で各条例の特徴を出すことは可能でないか。市民活動を推進する条例は市民が読んで理解できるものであるべき。市民がわからない条例はダメ。

坂野委員：目的は気がつかないうちにこうなっていた。思いなどをいれようとしていた、前文もダメになってしまった。

日詰委員：他市の類似条例には前文があるが、自治基本条例や市民参画条例などを兼ねているために設けてある。静岡市は自治基本条例に前文があり、市民参画条例とのバランスの点からも前文を設けられないようだ。時間がないということは言いたくないが、時間がないのが現状なので、この案でパブリックコメントにかけ、市民のみなさんの意見を聴くこととし、そうした意見を加味して最終的に条例化するまでに協議会としても意見を出していくことにしたい。